



吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書類)

令和 3 年 6 月 11 日

東邦瓦斯株式会社

令和3年6月11日

吸収分割に係る事前開示事項

愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦瓦斯株式会社

代表取締役社長 富成 義郎



東邦瓦斯株式会社（以下「当社」という。）は、東邦ガスネットワーク株式会社（以下「吸収分割承継会社」という。）との間で締結した2021年4月28日付吸収分割契約に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社が営む一般ガス導管事業及びこれに附帯する事業に関して有する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行います。

本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別添1のとおりです。

2. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本件分割に際して普通株式280万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社及び吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

また、吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資本金	29億9,500万円
資本準備金	7億4,500万円
利益準備金	0円

3. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社の第1事業年度は、成立の日である2021年4月1日より2022年3月31日までであり、本書作成日現在、いまだ第1事業年度を終了しておりませんので、最終事業年度に係る計算書類等を作成しておりません。

吸収分割承継会社の成立の日の貸借対照表は、別添2のとおりです。

4. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2021年3月31日開催の取締役会において、カナダ西海岸における液化天然ガス事業を営むDIAMOND LNG CANADA INVESTMENT LTD.の株式を取得し、子会社化することを決議し、2021年4月12日付で株式譲渡契約を締結しました。

6. 本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込み

当社の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ5,200億円程度及び2,100億円程度です。

また、本件分割により当社が吸収分割承継会社に承継させる資産及び負債の額は、それぞれ1,700億円程度及び300億円程度となる予定です。

これらに加え、2021年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

吸収分割承継会社の成立の日である2021年4月1日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1,000万円及び0円です。

本件分割により吸収分割承継会社が当社から承継する資産及び負債の額は、それぞれ1,700億円程度及び300億円程度となる予定です。

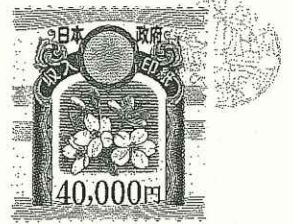
また、吸収分割承継会社の2021年4月1日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予測される吸収分割承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額

は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社が当社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別添 1 吸収分割契約の内容



吸収分割契約書

東邦瓦斯株式会社

東邦ガスネットワーク株式会社

吸収分割契約書

東邦瓦斯株式会社（以下「甲」という。）及び東邦ガスネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその一般ガス導管事業及びこれに附帯する事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、2021年4月28日（以下「本契約締結日」という。）、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、本件分割により、本件事業に関して有する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （商号及び住所）

本件分割における吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

商号：東邦瓦斯株式会社

住所：名古屋市熱田区桜田町19番18号

（2）吸収分割承継会社（乙）

商号：東邦ガスネットワーク株式会社

住所：名古屋市熱田区桜田町19番18号

第3条 （効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。
但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第4条 (本件分割により承継する権利義務)

- 1 本件分割により乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする
- 2 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとし、甲は、効力発生日以降、乙が本件分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。但し、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができるものとする。

第5条 (本件分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して普通株式 280 万株を発行し、そのすべてを承継対象権利義務に代えて甲に対して交付する。

第6条 (乙の資本金及び準備金の額)

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金 29 億 9,500 万円とする。

(2) 資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金 7 億 4,500 万円とする。

(3) 利益準備金

本件分割により利益準備金の額は、増加しない。

第7条 (株主総会の承認)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に必要な事項について、それぞれ株主総会の決議による承認を求めるものとする。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業禁止義務を負わない。

第9条 (本契約の変更・解除)

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなったとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、第7条に定める甲及び乙の株主総会の決議による承認が効力発生日の前日まで
に得られなかったとき、又は本件分割の実施に必要な関係官庁の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

第11条 (協議事項)

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年4月28日

甲 名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦瓦斯株式会社

代表取締役社長 富成 義郎



乙 名古屋市熱田区桜田町19番18号

東邦ガスネットワーク株式会社

代表取締役社長 伊藤 克彦



(別紙)

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は次のとおりとする。

1. 資産

(1) 固定資産

効力発生日において存在し、甲が保有する、専ら本件事業のみに属する有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産（以下の資産を含むが、これらに限られない。）

- ① 効力発生日において存在し、甲が保有する、専ら本件事業のみのために設定されている地役権の要役地
- ② 効力発生日において存在し、甲が保有する、専ら本件事業のみに属する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（第三者との共有に係るものの甲の持分を含む。但し、他のガス事業者と共有の特許権を除く。）
- ③ 効力発生日において存在し、甲が保有する、東邦ガステクノ株式会社の株式及び東邦ガス・カスタマーサービス株式会社の株式

(2) 流動資産

効力発生日において存在し、甲が保有する、専ら本件事業のみに属する現金及び預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2. 債務

効力発生日において存在し、甲が負担する、専ら本件事業のみに属する一切の債務（但し、社債及び借入金債務、並びに租税債務を除く。）

3. 雇用契約

効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継されないものとし、甲は、効力発生日において、本件事業に従

事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以後、乙において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、甲乙協議のうえ、決定する。

4. 契約

効力発生日において有効に存続し、甲が当事者となっている、専ら本件事業のみに属する売買、請負、業務受委託、賃貸借、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務（上記1. 及び2. により乙に承継される資産又は債務に係る契約におけるものを含む。）。但し、上記1. 及び2. により乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。

5. 許認可等

効力発生日において、甲が専ら本件事業のみに関連して保有している許可、認可、承認、登録、届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの。

6. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上又は契約上の定めにより、承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上



別添 2 吸収分割承継会社の成立の日の貸借対照表の内容

貸借対照表

2021 年 4 月 1 日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
資産合計	10	負債純資産合計	10

